

少第 372 号  
平成 24 年 12 月 13 日

各所属長 殿

岐阜県警察本部長

非行少年を生まない社会づくりの一層の推進について（通達）

非行少年を生まない社会づくりについては、「非行少年を生まない社会づくりの推進について」（平成 23 年 2 月 15 日付け少第 115 号ほか）、「少年に手を差し伸べる立ち直り支援活動の推進について」（平成 23 年 2 月 15 日付け少第 116 号ほか）、「集団的  
不良交友関係の解消を通じた立ち直り支援活動等の一層の推進について」（平成 24 年 3 月 28 日付け少第 101 号ほか）等に基づき、問題を抱えた少年に手を差し伸べる立ち直り支援活動等の諸対策を推進しているところであるが、平成 24 年上半期において、成人を含めた全刑法犯検挙補導人員の約 3 割を少年が占め、刑法犯少年の再犯者率が約 3 割で推移しているなど、少年の非行情勢は厳しい状況にあり、少年の規範意識の向上と少年を取り巻く<sup>きずな</sup>絆の強化を図って将来にわたる犯罪抑止の基盤を確立するための取組である「非行少年を生まない社会づくり」は、犯罪の起きにくい社会づくりの最重要課題の一つとして、今後も継続的かつ効果的に推進する必要がある。

このため、これまでの取組状況を踏まえ、「少年に手を差し伸べる立ち直り支援活動」の実施要領を一部見直すとともに、下記のとおり、「非行少年を生まない社会づくり」を推進する上で特に配意すべき事項を定めたので、各警察署においては、「非行少年を生まない社会づくり」の意義及び重要性を各職員に再度周知徹底するとともに、各種活動を一層推進されたい。

## 記

### 1 少年に手を差し伸べる立ち直り支援活動の推進

「少年に手を差し伸べる立ち直り支援活動」については、「少年に手を差し伸べる立ち直り支援活動実施要領」（平成 24 年 12 月 13 日付け少第 373 号）に基づいて一層の推進を図ること。

### 2 少年を見守る社会気運を醸成するための情報発信の推進

少年の規範意識の向上を図るための活動を推進する上で、少年を取り巻く地域住民等の理解と協力が不可欠であり、また、少年を見守る社会気運を醸成するためには、地域ぐるみの総合的な取組へと発展させる必要がある。そのため、地域住民等に対し、地域の非行情勢や非行要因等について適時適切な情報発信を行うとともに、PTA 連合会や自治体、企業等との定期的な連絡会議の開催に努めること。

### 3 小学生等の規範意識醸成を図るための取組の推進

少年の規範意識醸成のため、「岐阜県警察少年非行防止・保護総合対策推進要綱」（平成16年6月28日付け少第358号ほか）等に基づく学校と連携した非行防止教室等の取組を一層推進するとともに、特に、少年非行の低年齢化を踏まえ、次の事項に配意して小学生以下の少年（以下「小学生等」という。）を対象とした非行防止教室等の必要性について理解が得られるよう小学校等への働きかけを強化し、積極的な実施に努めること。

#### (1) 少年の年齢や発達段階に応じた非行防止教室の実施

小学生等は年齢等によってその理解力等が大きく異なることを踏まえ、対象となる少年の年齢や発達段階に応じた非行防止教室の実施に努めること。例えば、未就学児童に対しては、テーマやメッセージが明確な紙芝居などの視覚に訴える教材を活用したり、小学校低学年に対しては、動画や映像等を活用するほか、小学校高学年に対しては、ロールプレイング等の参加・体験型の啓発を行うなど、少年が理解しやすい内容・方法となるよう工夫すること。

#### (2) 小学生等に対する啓発機会の拡充

より多くの小学生等の規範意識の醸成を図るため、非行防止教室の実施に当たってスクールサポーターを活用したり、他部門等が学校等において実施する啓発の機会を利用するなど、小学生等に対する啓発機会の拡充に努めること。

また、非行防止教室の実施後に学校等が独自に再度学習する機会を設けることにより、規範意識の定着を図るよう、学校等に働きかけること。

#### (3) 保護者等の参加の促進

小学生等を対象とした非行防止教室には、保護者の参加を得るよう努めるとともに、参加できない保護者も含めてリーフレット等を配布するなどして、家庭での振り返りを促すこと。

### 4 少年相談・街頭補導等に基づく継続補導の推進

少年相談に係る少年や街頭補導を行った不良行為少年等に対し、その非行の防止を図るため、継続補導による支援に取り組んできたところであるが、継続補導による支援は、「少年に手を差し伸べる立ち直り支援活動」と同様に「非行少年を生まない社会づくり」を推進する上で必要かつ重要な取組であることから、その充実・強化に努めること。

また、街頭補導は、継続補導の契機となるだけでなく、連絡対象少年（周囲の環境や自身に問題を抱え非行に走りかねない状態にあると認められる少年をいい、少年審判手続中又は保護処分中であることが判明している少年を除く。）の選定や立ち直り支援活動を実施する上でも重要な活動であることから、少年の行動実態に合った街頭補導を実施すること。特に、不良行為の3割以上を占める深夜はいかいを行う少年の街頭補導は、深夜時間帯に活動が及ぶため男子学生を中心とした大学生ボランティア

の活動が期待されることから、大学等に対する協力依頼を行う等その拡充に努め、大学生ボランティア等と連携した夜間における街頭補導の実施に努めること。

なお、大学生ボランティアと連携した街頭補導を実施する場合は、大学生ボランティアに対する街頭補導の実施要領等の研修の実施、活動器材の提供等、安全面に配慮すること。

#### 5 適正な業績評価による賞揚の推進

「非行少年を生まない社会づくり」を推進するための各種活動は、少年の規範意識の向上と社会との絆きずなの強化を図って将来にわたる犯罪抑止の基盤を確立するための取組として極めて重要であることを踏まえ、取組状況を十分に把握した上で、少年の規範意識向上施策や支援活動に従事する職員等について数字に表れない業績を適正に評価し、賞揚に努めること。